

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年7月 日

収支等命令者

佐賀県県民環境部循環型社会推進課長 佐々木 祐二

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和8年度佐賀県産業廃棄物処理計画進行管理業務
- (2) 委託内容 業務仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日まで

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、(6)の資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 過去2か年の間に国又は地方公共団体と同種（都道府県廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画の策定に関する調査業務等）かつ規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-5 9

佐賀県県民環境部 循環型社会推進課 企画・公共関与担当

電 話 0952-25-7078

E-mail junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関連様式等の交付方法

令和 8 年 7 月 28 日（火）から同年 8 月 7 日（金）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、上記（1）において交付します。また、佐賀県のホームページから入手できます。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）に営業概要書（別紙様式 2）、同種業務の履行実績調書（別紙様式 3）及び関係資料を添付のうえ、令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時までに、下記の担当課に持参又は郵送（同日午後 5 時までに担当課へ必着）してください。

イ アで提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに通知します。

ウ 提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料は、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(4) 入札説明会

実施しません。

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 2 時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内 1-1-5 9

佐賀県庁旧館 1 階 県民環境部内会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第3号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する事項

入札は「入札書」（別紙様式4）により、本人又はその代理人が持参することにより行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」（別紙様式5）を提出するものとします。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額にアラビア数字を用いてないものを提出した者

カ 1人で2以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のない者

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(6) 再度入札に関する事項

1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行います。

再度入札は2回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(7) 契約条項を示す場所

3 (1) に同じ。